

税務情報

国税庁 ー 法人税基本通達等の趣旨説明の公表

国税庁は10月24日、2024年度税制改正等に対応して発遣された「[法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)」（2024年6月21日付）^(*)に係る以下の趣旨説明を公表しました。

■ [令和6年6月21日付課法2-14ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明](#)

たとえば、「第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係」では、以下の趣旨説明が行われています。

【賃上げ促進税制】

《42の12の5-1の3 中小企業者であるかどうかの判定の時期》

中小企業者向けの措置について創設された5年間の繰越税額控除制度の適用にあたり、繰越税額控除限度超過額が生じた事業年度終了の時には中小企業者に該当する必要があるが、繰越税額控除制度による税額控除を受けるための要件として中小企業者に該当することは法令上、定められていないため、実際に繰越税額控除制度による税額控除を受ける事業年度終了の時に中小企業者に該当する必要はない。

【株式対価 M&A に係る課税の特例】

《66の2-4 本制度の適用対象から除外されない同族会社の範囲》

2023年度税制改正において、株式交付の直後の株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く。）に該当する場合には、本制度を適用しないこととされたが、株式交付親会社が非同族の同族会社と判定された会社の子会社である場合、本制度の適用対象外とされる同族会社に該当し、本制度を適用することができないのではないかという疑問が生ずる。

しかし、この改正は、本制度が日本企業全体の収益性の向上や産業の新陳代謝を促していくための政策税制として設けられたものであるところ、いわゆる「オーナー企業」による政策目的にそぐわない株式交付が散見されたことから、本制度の政策目的に合う株式交付に適用対象を限定するために行われたものであるため、本制度の適用対象から除外されない同族会社であるかどうかを判定す

る場合における「同族会社でない法人」には、非同族会社の子会社、孫会社、ひ孫会社等も含まれることを本通達において明らかにしている。

(この点については、図を用いて解説されています。)

(*) 改正通達の概要は、e-Tax News No.309 [「国税庁 — 法令解釈通達の発遣」](#)
(2024年6月26日発行)でお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.